

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から令和 8 年 6 月 15 日に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、京都府職員措置請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 誰が（請求の対象職員）

京都府知事

イ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

1－51 と 1－143 の小修繕工事の支払い

ウ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

公共事業でチェーンソー無資格では工事できないから

エ その結果どのような損害が府に生じているのか

府民の公金を不正に支払っている。

(2) 請求人の措置請求事項

罰則と公金の返還

◇要点

1 チェーンソー無資格者が 1 月 16 日、6 月 13 日、25 日、26 日の 4 日間、伐採工事を行って、公金をもらうのは納得できない点

なお、6 月 13 日、25 日有資格者 2 名との報告ですが、1 名は林業従事者で、他の 1 名については免許更新が明確になっていない点を調べてください。

2 公文書の写真はでたらめです。写真に日・時が表示されていません。1 月 16 日の写真は季節も改ざんされています。調べてください。

3 公文書の作業報告書と乙訓土木事務所からもらったリスクアセスメント K Y 活動表では作業員の数に改ざんが見られます。調べてください。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

資料 1：小修繕工事請負契約書（契約日：令和 6 年 5 月 23 日）

資料 2：第 1 回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 2 月 28 日）

資料 3：第 2 回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 3 月 26 日）

資料 4：第 3 回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 5 月 7 日）

監 査 委 員

8 年監査公表第 7 号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	岡 本	吉 弘

資料 5：第 4 回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 9 月 29 日）

資料 6：小修繕工事指示書（指示日：令和 6 年 10 月 2 日）

資料 7：小修繕工事報告書（作業日：令和 7 年 1 月 16 日）

資料 8：小修繕工事指示書（指示日：令和 7 年 5 月 20 日）

資料 9：小修繕工事報告書（作業日：令和 7 年 6 月 13 日、25 日、26 日）

資料 10：小修繕工事完成届（届出日：令和 7 年 1 月 17 日）

資料 11：小修繕工事完成届（届出日：令和 7 年 10 月 30 日）

資料 12：小修繕工事等成績評定通知書（通知日：令和 7 年 4 月 30 日）

資料 13：小修繕工事等成績評定通知書（通知日：令和 7 年 12 月 8 日）

資料 14：工事打合簿（令和 7 年 7 月 3 日発議）

資料 15：京都弁護士会会長宛て照会回答文書

資料 16：リスクアセスメント K Y 活動表

資料 17：公文書公開請求書等

第 2 請求の受理

本件請求について、措置請求事項の要点 1 のうち、令和 7 年 1 月 16 日に行った伐採工事請負代金の支出及び要点 2 の写真の改ざんに係る措置請求は、法第 242 条で定める要件を具備していないので、これを却下することとし、その余の請求は、同条で定める要件を具備しているものと認め、受理した。

却下の理由は、次のとおりである。

法第 242 条第 2 項では、監査請求期間について、「住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これをするができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定されている。

この 1 年の期間の制限の趣旨について、平成 14 年 7 月 16 日の最高裁判所第三小法廷の判決では、「支出負担行為、支出命令及び支出については、法第 242 条第 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法または不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれかを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。」と判示している。

そこで本件についてみると、請求人は令和 6 年 9 月に乙訓土木事務所に自宅の隣接地の官地の伐木を依頼し、令和 7 年 1 月と 6 月に伐木に來た旨認識しており 1 月と 6 月の作業が一連のものとして請求しているが、本件請求は令和 8 年 6 月 15 日に行われて

おり、1 年を経過しているものである。また、1 月の伐木の際、自宅敷地に伐木した木が倒れてきて、現場保存や証拠写真の撮影を作業者に依頼する等、当日の会話を覚えている旨主張しているため法第 242 条第 2 項のただし書きにも当たらない。なお、監査の過程で 1 月の作業については同年 2 月 25 日に工事請負代金が支出されていることも確認している。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を令和 7 年 6 月に実施された伐採工事に係る「チェーンソーの無資格者が行った公共工事に対する公金の支出及び作業報告書の改ざんが、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

建設交通部及び山城広域振興局

第 4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定により、令和 8 年 7 月 7 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第 8 項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員 4 名が立ち会った。

なお、当日、請求人から陳述の補足説明を行うため補佐人の同席を求める申請書の提出があり承認された。

2 当日は、請求人及び補佐人が出席し、おおむね以下の陳述を行った。

なお、請求人から新たな資料として、「受注者からの書面」「下請業者の代理人弁護士からの書面」「現場付近の写真」の提出があった。

<請求人の陳述>

乙訓土木事務所の職員 A が関わったのは、令和 7 年 1 月 16 日に、実際、木を倒された事故があり、その時に、「現場保存をしてもらいたい。」「写真を撮ってもらいたい。」と言ったが、応じず口約束で、「修復する。」と言ったが、応じなかった。その現場に、元請業者社長が同席していたが 6 月 26 日まで、何者か分からなかった。

そして、6 月 26 日に 6、7 メートルの高さの木が家の壁に当たった。元請業者社長と元請業者作業員は、葉っぱと小枝は当たったが幹は当たってないと言うが、幹は枝分かれしているし重さのある木が当たらないと、ブロック塀も、雨戸と波板も、サッシの一部も、庭木も壊れない。それが弁護士からの書面には、擦ったと書いてある。

それと、乙訓土木からもらった日報の人数が、6 月 26 日は 2 名だったが、公文書では 3 名と改ざんされている。3 名いたら事故の写真が撮れるはずが撮られていない。始め・中締め・終わりと区分して小黒板を置いて撮るのがこの業界の約束だ。

事故の起こった 11 時 30 分前後は夕立の様な大雨で、法令によると、工事を中止するのが当たり前。

また木を切る際は最低 3 人が必要との規定があるが、2 人しか現場で見ていない。家の台所の小窓から「現場保存してくれ。」と 2 人の顔を見て言った。その際、木を引き抜くことが大事で謝罪の言葉もなかった。

26日の昼過ぎに乙訓土木事務所に連絡し、夕方 4 時半頃に来て、元請業者社長と下請業者作業員と話をし、「保険で払う」ことになった。27日に乙訓土木事務所で三者で協議をし、「警察に届けなくても保険は下りるから」と言われ、警察に届けなかった。が、いつまで経っても連絡がないので、乙訓土木事務所の職員 B に保険会社を教えてもらった。保険会社に連絡したら 1 時間ほどで査定までしてもらったが、結局、コンプライアンス上問題があり保険では払えないと言われ、下請業者との話合いで解決してくださいと言われた。

その後、向日町警察署に 11 月 4 日に事故届を、労働基準監督署にも 11 月 21 日、25 日、12 月 2 日、8 日の 4 回通知した。それから弁護士法第 23 条を使って乙訓土木事務所に問い合わせ、工事の日や、作業員の人数が分かった。また、事故の写真も撮影せず、発生直後の事故報告もされていないことが分かった。にもかかわらず、口頭注意の処分で罰金等もなく、工事契約書の第 19 条の関係法令遵守にも違反しているのに工事費を支払ってはいけないと思う。小修繕工事等成績評定通知書では点数が 76 点から 69 点に下がっているが、処罰なしで工事代を受け取るのはおかしいと思う。後は写真について、補佐人が話す。

<補佐人の陳述>

まずこの写真、令和 6 年 9 月に撮った写真で、台風等でしょっちゅう枝が折れる。この枝を切りに来てと頼んだら、令和 7 年 1 月にやっと来た。この時、ブロックの向こう側は雑木林になっている。なので、情報公開請求した写真は土が見えていてありえない。その後、6 月に来た時に、草を刈って切り株が見えるようにしてくれと言って、綺麗に草を刈ってくれたんで、その時の写真を 1 月だと報告している。季節の改ざんだ。

1 月の時は、乙訓土木事務所の職員 A が来て、「証拠を隠さず写真を撮って現場保存してくれ。」「警察も呼んで。」と言ったら、「大したことないので後で養生に来る。」と言って立ち去った。作業員たちも何も言わずに立ち去った。

6 月 26 日の事故の日もお昼に乙訓土木事務所に電話したら夕方 4 時半に乙訓土木事務所の職員 C と職員 A が来て、その後、下請業者作業員と謎の老人が来た。その際、木は伸びるとか好き放題言って名乗らず帰った。その日の夕方 6 時頃、乙訓土木事務所に行き、老人の名前を聞いて、元請業者社長だと分かった。その後、元請業者社長を問い詰めると、嘘をついていたと言ったので謝罪の念書を書かせた。

最後に伐木の切り口が、チェーンソーの資格のあ

る人が切った切り口と明らかに異なり、無資格者が切った証拠になると思う。

第 5 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第 242 条第 8 項の規定により、請求人及び補佐人の立会いを認めたところ、請求人及び補佐人が陳述に立ち会った。
- 2 関係執行機関の職員 4 名が出席し、乙訓土木事務所施設保全課長が請求の要旨に対しおおむね次の趣旨の陳述を行った。
- 3 当該陳述後、関係執行機関への調査を実施し、その要旨も含めて下記の陳述等に記載する。

<関係執行機関の陳述等>

はじめに、乙訓土木事務所施設保全課は、本件請求があった工事の発注者である。

したがって、工事内容を指示し、また、工事を監督し、工事が完成した際には、受注者に対し請負代金を支払う。

次に、事実関係について述べる。経過として、令和 7 年 1 月 16 日、6 月 13 日、25 日、26 日の 4 日間、請求人隣接箇所において伐採工事を実施した。

令和 7 年 6 月 26 日午後には請求人の親族から物損事故があったと連絡を受け、請求人の親族、受注者、乙訓土木事務所等で事故状況の確認を実施した。

令和 7 年 7 月 3 日付けで、受注者に対し、請求人等から、受注者の物損事故後の対応を含め苦情を受けていること、チェーンソーを使った作業において労働安全衛生法等を遵守していないこと、施工中、事故が発生した場合、速やかに監督職員に連絡されていないことから、速やかに是正し、再発防止に努めるよう指示を行った。

受注者からは、労働基準監督署に事故報告を行い、処分等の話はなく、再発防止のため、今後の資格確認、チェックリストの作成等について助言・指導を受けたと報告を受けている。

なお、令和 7 年 1 月 17 日と 10 月 30 日に、受注者から本工事に係る工事完成届が提出され、請負代金を支払った。

このような中、伐採工事においては、チェーンソーを使用する場合、労働安全衛生法等に基づき、伐木等の業務に係る特別の教育を受ける必要があるが、本件請求工事受注者の作業員において、これを遵守していないことがわかったため、是正を求め、再発防止に努めるよう指示し、是正されたことを確認している。

なお、労働安全衛生法に基づく罰則は、監督官庁である「労働基準監督署」のみ科せられるものと認識している。

次に、作業報告書の写真について、受注者から作業を実施した日に、実施した工事内容に関して撮影されたものとして提出されており、改ざんなどはされていないと考えている。

最後に、請負代金の支払いについて、小修繕工事

請負契約書に基づき、指示した工事が完成した際に行うもので、支払った請負代金の返還を求める事由はないと考えている。

しかしながら、受注者から提出された作業報告書において、今回、作業人数に誤記が判明したため、その対応については今後、受注者と協議し、適正かつ速やかに進めたいと考えている。

第 6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

措置要求事項のうち、罰則については、監査請求の対象とならないため却下し、その余の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) チェーンソー無資格者が伐採工事を行っていた事実については以下のとおりであった。

- ・ 令和 7 年 6 月 13 日、25 日、26 日の 3 日間のうち、13 日及び 25 日の作業については、有資格者が作業に従事していたが、26 日は無資格者による伐採作業が行われており、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に違反している。
- ・ 工事受注者は、労働基準監督署に事故報告を行ったが、処分の話はなく、再発防止のため、①作業員全員の資格確認と管理②無資格者の即時教育の実施③教育・訓練体制の整備④作業前チェックリスト制度の導入⑤法令遵守マニュアルの整備について助言・指導を受け、資格切れの作業員 1 名は、令和 8 年 3 月 30 日にチェーンソー特別教育を修了した。
- ・ 乙訓土木事務所からは、工事受注者に対し是正計画書の提出を求め、再発防止に努めるよう指示した。

また、法令違反の事実が判明したため、「小修繕工事等成績評定要領」に基づき、項目別評定点の法令順守等を減点し、評定点を下けている。

(2) 乙訓土木事務所に提出された作業報告書とその日の作業内容ごとに想定される危険と対策を記入する K Y 活動表との作業員数の違いについては以下のとおりであった。

- ・ 令和 7 年 6 月 26 日の作業報告書には作業員 3 名と記載されており、同日の K Y 活動表には作業員 2 名の氏名が記載されていた。K Y 活動表は乙訓土木事務所が工事受注者の検査実施の際に提示を求め、安全管理の観点から K Y 活動の有無を確認するものであり、作業報告書と K Y 活動表の人数の突合まではしていなかった。実際には作業員 2 名が伐木作業を行っていたことが判明した。

(3) 公金の支出については以下のとおりである。

- ・ 乙訓土木事務所が、小修繕工事請負契約書に基づき指示した工事の完成に伴い、工事受注者から提出された完成届を基に履行確認を行い、請負代金を支出した。
- ・ 一般的に、請負代金の返還が生じる場合は、法令違反に加え、契約解除・損害発生・不正受給などの追加事情が必要であるが、今回、追加事情はなく、労働安全衛生法に違反しているだけでは、請負代金の返還が生じるものではない。
- ・ 京都府の「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」第 2 条の規定により、業務関係法令等に重大な違反をしたときは指名停止となるが、本件は該当していない。
- ・ なお、6 月 26 日の作業員数の誤記が判明したことにより、46,483 円の過払いが生じたが、令和 8 年 7 月 21 日に受託業者から返還された。

(4) その他の事項として、京都府の「土木工事共通仕様書（案）（1-1-1-33）」により、工事受注者は、施工中の事故について直ちに監督職員である乙訓土木事務所に連絡することとなっているが、これが行われず、請求人が乙訓土木事務所に通報したことにより事故が発覚した。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 措置要求の罰則については、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限定されており、法第 242 条第 1 項に該当しない。
- (2) 措置要求の公金の返還については、小修繕工事請負契約書に基づき実施された小修繕工事は乙訓土木事務所の指示どおりに施行されており、返還を求める事由は認められない。

第 7 要望

監査の結果は以上のとおりであるが、乙訓土木事務所は、受注者への法令遵守の指導を徹底し、今後、より適正な事務の執行に努められるよう要望する。